

## 川崎重工グループ贈賄防止方針

### 1. 基本的な考え方

川崎重工グループ贈賄防止方針は、贈賄防止に向けた川崎重工グループの基本的な考え方をまとめたものです。当社グループは、グループミッション「世界の人々の豊かな生活と地球環境の未来に貢献する“Global Kawasaki”」の実現に向け、公正な競争を通じて企業価値を継続して向上させるため、本方針にてご紹介する贈賄防止に向けた各種体制及び取り組みを実施します。当社グループは、国内外の贈賄防止関連法を遵守し、本方針でご紹介する各種体制・取り組みを通じて、贈賄防止のために全力を尽くします。

### 2. 贈賄防止方針

#### (1) 贈賄防止体制

川崎重工グループでは、日本の刑法及び不正競争防止法、米国海外腐敗行為防止法、英国贈賄防止法並びに事業活動を行ううえで適用されるその他国内外の贈賄防止関連法令を遵守し、かつ当社グループの贈賄防止に関する原則を実現するため、以下のとおり贈賄防止体制を整備・運用しています。万が一、役員および従業員が国内外の贈賄禁止関係法令に違反する行為を行った場合には、就業規則等に基づき、厳正な処罰を実施します。

#### ①贈賄防止に関する社内ルール

##### (a) 川崎重工グループ行動規範

贈賄防止に関し川崎重工グループの役員および従業員個々人の正しい行動を徹底するために、「川崎重工グループ行動規範」の中で、川崎重工グループは不適切な贈答・接待を一切行わないこと含め贈賄を許容しないことを表明するとともに、「個人がとるべき行動」（以下、抜粋）を明示しています。

- 贈答・接待を提供したり受けたりする際には、以下のことを確認・実施するようにします。
  - ・ 取引の意思決定に不適切な影響を与えないこと。贈賄の意思がないこと。さらに、自国および相手方の国において合法であること。
  - ・ 接待が相手方の組織の行動基準や、相手方との契約に反していないこと。
  - ・ 贈答・接待が合法的なビジネス目的でなされること。金額や内容が取引関係やその国の習慣に鑑みて適切な範囲内であること。
  - ・ 上司の事前承認を得ること。
  - ・ 贈答・接待に関する日付・内容・金額などを適切に記録すること。

##### (b) 贈賄防止規則

贈賄防止に厳しい姿勢で取り組むため、2013年8月に川崎重工では社則「贈賄防止規則」を制定し、「川崎重工グループは、事業を行うにあたり、法令を遵守し、日本および外国の公務員に対する贈賄を一切許容しないこと」を基本方針として定めています。

また、2020年5月には、贈賄防止の取り組みを一層強化するため、次の社則整備を実施しました。

- 「日本の公務員に対する接待・贈答規程」の新設  
公務員倫理に関する国内法令（国家公務員倫理法・国家公務員倫理規程を含みます。）を踏まえ、接待・贈答の申請手続、可否判断基準および記録保管等を定めています。
- 「外国の公務員に対する贈賄防止規程」の新設  
接待・贈答・経費負担の申請手続、可否判断基準および記録保管や、仲介者（販売店、コンサルタント等）選定・継続時の確認事項等を定めています。

## ②社内手続

- 国内外の公務員に対する接待、贈答などの取り扱い  
相手方となる公務員の所在国、金額その他の内容、目的、時期、回数、節度、相手方個人の地位等の要素を考慮して、贈賄防止関連法令に違反しないだけでなく、社会通念の範囲を超えた公務員への不正な利益提供である贈賄（ファシリテーション・ペイメントを含みます。）と疑われることのないよう、社内ルールに定められた手続に基づいて確認します。
- 仲介者の起用・継続における確認  
海外における営業活動における情報収集または取引に関連して川崎重工が役務提供を受けるために起用・継続する販売店・コンサルタント等の仲介者については、これら仲介者を通じて外国公務員に対する贈賄が行われることを防止するため、社内ルールに定められた手続及び契約等の手段により管理を行っています。

## （２）コンプライアンス体制の概要

川崎重工グループでは、以下のとおりコンプライアンス体制を整備・運用しており、その中でも贈賄防止の徹底に努めています。

### ①コンプライアンス責任者および責任部門の配置

コンプライアンス体制を有効に機能させるため、贈賄防止を含むコンプライアンス全般を統括するコンプライアンス責任者（担当役員）を置くとともに、本社コンプライアンス部を全社統括部門と定めています。さらに、事業部門である各カンパニーにコンプライアンス部を置いて、所管の子会社も含めてカンパニーごとにコンプライアンス強化を図っています。本社コンプライアンス部と各カンパニーのコンプライアンス部は相互に連携してコンプライアンス活動を進めています。

### ②全社コンプライアンス委員会の設置

川崎重工グループが企業の社会的責任を果たすためのコンプライアンス活動を含む各種施策を審議、決定するとともに、これら施策の実施・遵守状況のモニタリングを行うことを目的に、社長を委員長とし、取締役、各カンパニープレジデント、コンプライアンス担当役員、本社各本部長などを構成メンバーとする「全社コンプライアンス委員会」を年２回以上開催しています。社外の知見および意見を委員会の意思決定に反映させる観点から社外取締役、また、業務執行監査の観点から監査等委員である取締役も出席しています。

### ③事業部門コンプライアンス委員会の設置

上記「**全社コンプライアンス委員会**」にて決定した施策を本社部門および各カンパニーにて実施するため、本社・各カンパニーにて「**事業部門コンプライアンス委員会**」を年2回以上開催し、川崎重工グループ全体への展開を図っています。

### ④社内通報、内部通報制度の整備・運用

- 川崎重工の役員および従業員は、社内ルール上、贈賄行為が行われていること、または贈賄行為の疑いがあることを発見したときは、社則に従いコンプライアンス担当部門（本社コンプライアンス部または各カンパニーのコンプライアンス部）に報告することとしています。
- また、社内通報に加え、日本国内では、川崎重工および国内連結子会社の役員および従業員は、外部弁護士を窓口とする「**コンプライアンス報告・相談制度**」を利用して報告・相談をすることができます（匿名での通報可能）。内部通報に関しては、内部通報を起点とした社内調査に関する手続きに加え、調査の中で通報者が特定されないように十分配慮すること、内部通報を行ったことに対する報復禁止を社内ルールにて明記し、周知徹底に努めています。
- さらに、海外子会社の役員および従業員においても贈賄を含むコンプライアンス問題について川崎重工の事務局（本社コンプライアンス部）に報告できるようにするため、外部弁護士事務所との共同運営による「**グローバル内部通報制度**」の構築を現在進めています。

## （3）コンプライアンス体制の有効性確保のための取り組み

### ①社長によるコンプライアンス宣言

「川崎重工グループ行動規範」（上記2（1）①参照）の冒頭の社長コンプライアンス宣言にて、「『川崎重工グループ行動規範』は、世界各国・地域の全役員・従業員が一丸となり、事業活動において常に正しく行動するためのものであると深く認識し、いかなる困難な状況においてもコンプライアンスを徹底するとともに、ステークホルダーとの対話を重視し、本行動規範に即して意思決定し行動する」と宣言し、川崎重工グループの役員および従業員に本行動規範を遵守することを求めています。

### ②管理職登用時のコンプライアンス宣言

管理職の立場にある従業員は贈賄防止を含むコンプライアンス遵守について部下の指導を含め率先して取り組む必要があるとの認識のもと、川崎重工では、管理職登用時に各人が所定のコンプライアンス宣言に自署したうえ会社への提出を義務づけています。

### ③教育・啓発活動

- 贈賄防止及びその実現に向けた社内体制を周知徹底するため、川崎重工及び国内外子会社の役員および従業員に対して「川崎重工グループ行動規範」を配布する等の周知活動を進めています（海外配布用は英語その他現地語版）。また、日本国内では、贈賄防止の点を含む「**コンプライアンスガイドブック**」を川崎重工グループの役員および従業員に配布しています。

- さらに、贈賄防止の理解を高めるため国内各事業所での贈賄防止研修や、海外駐在員向けEラーニングを含む教育活動を実施しています。

#### ④従業員意識調査

川崎重工グループは、コンプライアンス違反が発生するリスクをモニタリングするために、定期的に従業員のコンプライアンス意識の浸透度を測る調査を行っており、調査結果をその後の取り組みに反映しています。

#### (4) 監査（内部監査を含む）

贈賄防止を含むコンプライアンスの遵守状況については、監査等委員である取締役および会計監査人による監査を実施しています。加えて、本社監査部や各カンパニーのコンプライアンス部が実施する内部監査においても贈賄防止を含むコンプライアンス遵守状況を監査対象としています。

#### (5) 子会社における対応

川崎重工グループの子会社に対しては、川崎重工に準じた贈賄防止体制・コンプライアンス体制の整備・運用を推進しており、必要に応じ川崎重工から支援を行っています。

制定 2020年8月  
改定 2021年11月

以上